



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示（内水漁管）

○多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限…

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第千五百一十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

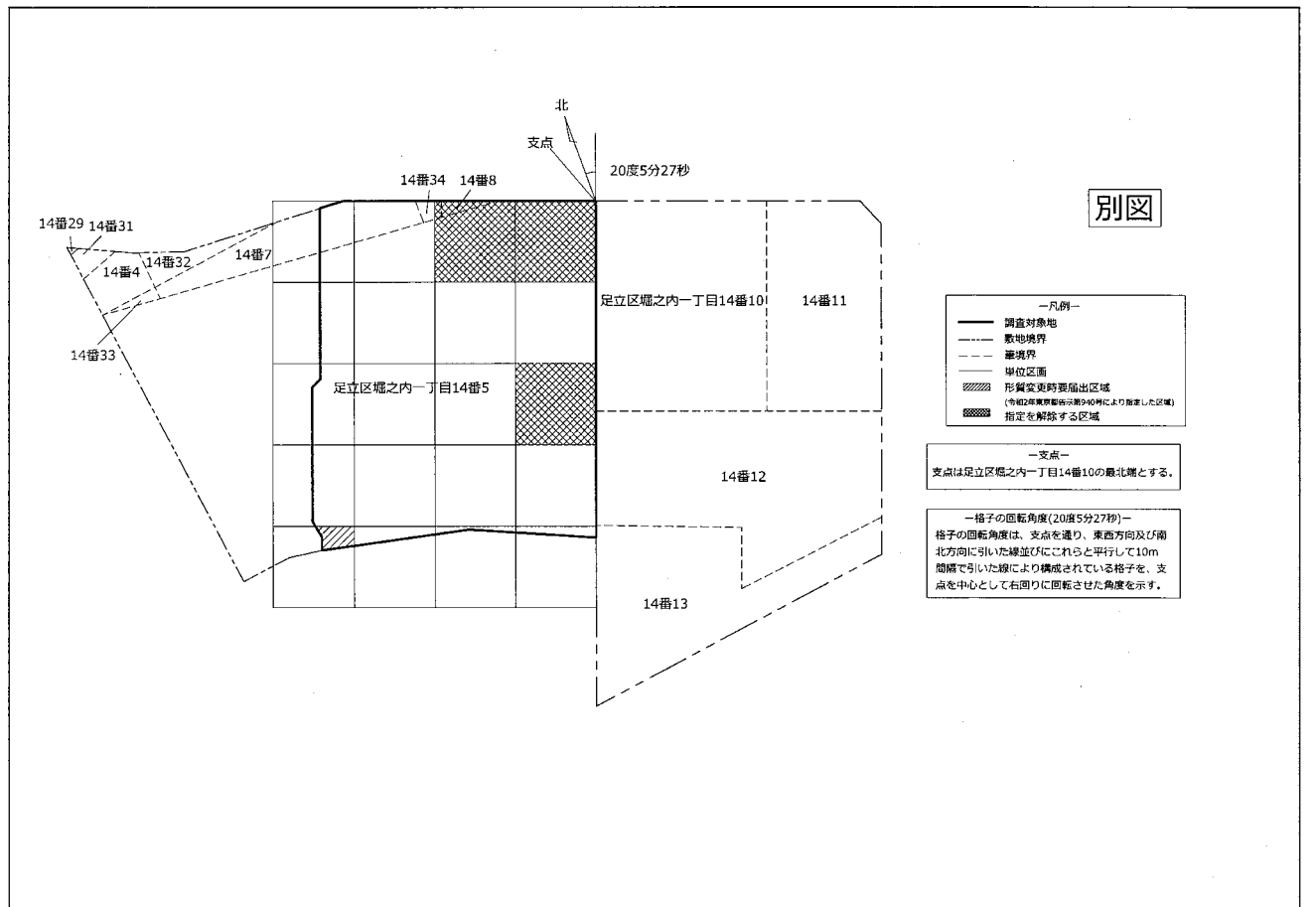
令和二年八月十一日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区堀之内一

丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条
 第一項及び第三十條第四項の規定に基づき、漁業権の行
 使の制限について、次のとおり指示する。

令和二年八月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業
 の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊
 漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和二年九月一日から令和三
 年八月三十一日までとする。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和二年八月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

調布市佐須町二丁目三十八番 新宿区西落合四丁目三番九

四及び同番五の各一部

号
山商建設工業株式会社
代表取締役 梁井 香子

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

